

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、今後、奈良県内において必要となる介護人材等を着実に確保していくため、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 貸付対象者、貸付期間及び貸付額

貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は福祉系高校に在学する者であり、卒業後1年以内に奈良県内において介護福祉士として居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事しようとする者。

なお、既に他の都道府県社会福祉協議会等から同種の修学資金の貸付けを受けている者は除く。

- 2 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

なお、当該在学期間は原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めるものとする。

- 3 修学資金の貸付上限額は、次の（1）から（4）の合算額以内とする。

なお、（1）から（4）については、授業料、入学金に充当することは出来ない。

- （1）修学準備金 入学時の貸付けに限り30,000円以内

・介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって

必要な準備経費に充当するものであること。

- (2) 介護実習費 一年度当たり30,000円以内
 - ・介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。
- (3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
 - ・福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。
- (4) 就職準備金 卒業時の貸付けに限り200,000円以内
 - ・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

第4 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
- 2 利子は、無利子とする。
- 3 貸付金の交付は、分割（年1回）方法によるものとする。

第5 連帯保証人

申請者は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。本事業において申請者が未成年者であるときは、法定代理人が連帯保証人となり、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第6 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 県社協会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 県社協会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は、当該年度の修学資金の貸付けを行わないものとする。

第7 届出義務

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を県社協会長に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は住所変更したとき。
- (2) 休学又は退学したとき。
- (3) 心身の故障を生じたとき。
- (4) 留年したとき。
- (5) 修学資金の借受けを辞退するとき。
- (6) 他の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
- (7) 卒業後、介護福祉士等として第3又は第10に規定する業務に従事又は離職したとき。
- (8) 業務に従事する職場を変更したとき。

第8 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

当該要件については、本事業による貸付を受けた者が、地域の介護人材として定着し、本事業の本来趣旨を達成することを目指して置かれているものである為、県社協は本事業による貸付を受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努める。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸付けを受けた者に対して、県社協会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するものとする。

- 1 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、奈良県内において、第3第1項の「介護職員等」として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下、「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、奈良県の区域外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

なお、前述の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上を標準とする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、多種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば、育児休業等により第8に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、

返還免除対象期間には参入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。本運用については、第11における読み替えの適用は除くものとする。

- 2 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

第9 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から3年（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）以内に、県社協会長が定める金額を一括又は月賦の均等払方式により返還しなければならない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- 3 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、奈良県内で介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- 4 奈良県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 5 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第10 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付金への振替及び規定の適用

- 1 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、県社協会長の裁量により、介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）の第1の2に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業貸付金に振り替えるものとする。

なお、振り替えは1人1回限りとする。

- 2 貸付に関わる規定については、引き続き本実施要綱を適用する。ただし、

債務免除、返還及び履行猶予の規定の適用については、「介護職員等の業務」を「第10に定める業務」と読み替えるものとする。

第11 福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という。）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無を問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第8、第9に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第8、第9における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えて運用することとする。

第12 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 返還の債務の履行の裁量猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 奈良県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第13 返還の債務の裁量免除

1 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき
 - ・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
 - ・返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 奈良県内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき
 - ・返還の債務の額の全部又は一部

2 裁量免除の額は、奈良県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（1年を180日として換算する）の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とす

る) を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第14 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

附則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月11日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。